

令和6年度 人間ドック・がん健診 補助金支給要領

【人間ドック】

1. 対象者の範囲

38才以上(満年齢)の被保険者及び被扶養者で、令和6年4月1日(月)より、令和7年3月31日(月)までに全額自己負担の支払を完了した人間ドック健診を行なった者。

2. 補助額

被保険者	20,000円	先着	1,800人
被扶養者	15,000円	先着	200人

ただし、年度内1回限りとし、健診料が補助額以下の場合はその額とする。※消費税は除きます。
また被保険者の申請は基本、振込を会社委任とする。

【がん健診】

1. 対象者の範囲

被保険者及び被扶養者(年齢制限なし)で、令和6年4月1日(月)より、令和7年3月31日(月)までに全額自己負担の支払いを完了したがん健診を行なった者。

2. 補助額

被保険者	3,000円	先着	600人
被扶養者	3,000円	先着	200人

ただし、年度内1回限りとし、健診料が補助額以下の場合はその額とする。※消費税は除きます。
また被保険者の申請は基本、振込を会社委任とする。

*** 補助金の請求方法 ***

別紙補助金申請書裏面の記載要領を参照とし、必要事項を記入し、健診に要した費用の領収書(利用者氏名・健診の内訳と金額が記載されたもの/コピー可/レシート不可)及び、特定健康診査のデータ(特定健康診査結果票など)を併せて添付し、令和7年4月4日(金曜日:健保組合に必着分)までに健康保険組合にご請求ください。

(別紙の契約医療機関で人間ドックを受診した場合、または、がん健診補助金だけの請求の場合は特定健康診査データは必要ありません。)

委任以外の本人印は不要です。

別紙の契約医療機関については、特別料金(契約料金)で健診を行なっております。
補助金は申請者(代表者)の指定する金融機関に振込送金いたします。

裏面記載の“申請書記入上の注意点“をよく読んで、
申請書を正しく作成して下さい。

= 申請書記入上の注意点 =

※ 申請書の『記入上の注意点』とともに、必ずお読みください。

1. 申請書は、人間ドックとがん健診は別々に作成し、完成させて下さい。
※（領収書も必要な枚数をコピーし、申請書のそれぞれに添付して完成させること。申請用紙はコピー可です。）
2. 被扶養者分の申請であっても、被保険者の氏名は必ず記入して下さい。
(申請書裏面の記入例を参照)
また、被保険者証の記号と番号は必ず記入し、ならびにその番号順の記載してください。
(記号と番号は、個々がお持ちの保険証に記載されています。)
3. 領収書(原則としてレシートの体裁は不可)は受けた方の名前と、健診の内訳ならびにその金額が記載されたものを申請書毎に添付して下さい。(“人間ドック”または“がん健診”と明記され、その健診内容の名称と金額内訳のあるもの。) また添付書類のコピー等は、人間ドック/がん健診の申請ごとに、必要な枚数を全て A4 版の大きさと統一し、申請書とのホチキス留めは、厳に無用に願います。
4. 払渡場所(振込口座)は、必ず申請者(被保険者)の口座を記入して下さい。
また、委任払いの場合は申請者を、委任される口座名義人と同一にし、委任欄に委任する方の印鑑を押して下さい。
これ以外での本人・被扶養者の捺印は不要になりましたので、周知のほどを宜しくお願いいたします。
5. 契約医療機関以外で人間ドック等を受診された場合は、申請の際に特定健診項目の結果(特定健診項目のみ・電子媒体を推奨)を添付することとしてください。
特定健診結果の添付は、特定健診項目のみに特化した【.xml】の形式による電子媒体(CDR)、もしくは添付の特定健康診査結果票を推奨します。
また、受診者個人宛の検査結果表は、個人情報にあたるので使用できません。
コピーしてお送りいただいても使えませんのでご注意ください。
一切の健診データの返却はいたしませんのでご了承ください。
6. 申請には必ず、今回お送りする、もしくは健保HP上の、最新の申請フォームをお使いください。
最新の注意書きや、作表事例の認識不足によって、記入箇所や内容の不足した申請書が多々発生しております。
申請書が不備の場合は、補助金の支払いが遅れたり、あるいは不可となることがありますのでご注意ください。
7. 契約医療機関で受診された健診結果のうち、特定健診に使用されるデータは、健診医療機関より健保組合に提供されることをご了承ください。
また、このデータは健康保険組合の特定健診事業以外に使用されることはありません。

以上の点に充分留意して申請書を作成し、健康保険組合にご申請ください。支給要件と、申請の体裁をを満たさない書類は、申請元に差し戻させていただくことがありますので、ご注意ください。